福井市　定期予防接種実施要領

（目的）

第1条　この要領は、予防接種法、予防接種法施行令（以下「政令」という。）、予防接種法施行規則（以下「施行規則」という。）、予防接種実施規則（以下「実施規則」という。）、定期接種実施要領の規定に基づき、福井市が実施する定期の予防接種の円滑な実施を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

（定期予防接種の対象者等）

第2条　福井市が実施する定期予防接種の対象者は、福井市に住所を有する者であって、政令第1条の3に定める者とし、表1のとおりとする。

表1　対象疾病及び対象者

対象疾病（予防接種）		対象者
5種混合 （百日せき　ジフテリア 破傷風　急性灰白髄炎　ヒブ）	1期初回	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
	1期追加	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
4種混合 （百日せき　ジフテリア 破傷風　急性灰白髄炎）	1期初回	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
	1期追加	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
3種混合 （百日せき　ジフテリア 破傷風）	1期初回	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
	1期追加	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
2種混合 （ジフテリア、破傷風）	1回	11歳以上13歳未満の者
不活化ポリオ （急性灰白髄炎）	1期初回	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
	1期追加	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
麻しん、風しん	1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者※1
	2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（幼稚園等の年長児）※2
日本脳炎	1期初回	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者※3※4
	1期追加	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者※3※4
	2期	9歳以上13歳未満の者※4
BCG（結核）	1回	生後1歳に至るまでの間にある者
Hib感染症	初回	生後2月から生後90月までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める月に至るまでの間にある者※5
	追加	生後2月から生後90月までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める月に至るまでの間にある者
小児の肺炎球菌感染症	初回	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
	追加	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
子宮頸がん予防 （ヒトパピローマウイルス感染症）	3回	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
		平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた女子※6

水痘		生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
B型肝炎		1歳に至るまでの間にある者
ロタウイルス感染症		生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る日の翌日までの間で、厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日※7までの間にある者。ただし令和2年8月1日以後に生まれた者。
高齢者インフルエンザ		65歳以上の者
		60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
高齢者新型コロナウイルス感染症		65歳以上の者
		60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
高齢者の肺炎球菌感染症		65歳の者※8
		60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
帯状疱疹		65歳の者※9
		60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
風しん	5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性であって、令和6年度末までに風しん抗体検査を受けて陰性の者※10

※1　令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者は、令和9年3月31日まで接種可能。

※2　令和6年度における第2期の対象者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者は、令和9年3月31日まで接種可能。

※3　平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者で、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者については、9歳以上13歳未満の者も対象とする。

※4　日本脳炎の特例として、平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者に限り、20歳未満の者も対象とする。

※5　Hib感染症に係る定期の予防接種の対象者の上限年齢は、ワクチンの種類ごとに次のア及びイとすること。

ア　乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを使用する場合　生後60月まで

イ　5種混合ワクチンを使用する場合　生後90月まで

※6　キャッチアップ接種期間終了後の経過措置として、キャッチアップ接種期間（令和4～6年度）に1回以上接種している者は、令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間も対象とする。

※7　経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（以下、1価という。）については、生後6週に至った日の翌日から、生後24週に至る日の翌日までの間。

五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（以下、5価という。）については、生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る日の翌日までの間。

※8　これまでに23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種した者は、当該予防接種を定期

接種として受けることはできない。

※9　対象者の経過措置として、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間については、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とする。また、これに加えて、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、令和7年3月31日において100歳以上の者も対象とする。

※10　MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチン接種ができなかったと市町村が認める者は、令和9年3月31日まで接種可能。ただし、令和7年度以降、抗体検査を実施した方は対象外。

2　前項で定める各定期予防接種の接種回数及び接種間隔は表2のとおりとする。

表2　接種回数及び接種間隔

対象疾病（予防接種）		接種回数	接種間隔
5種混合 （百日せき　ジフテリア 破傷風　急性灰白髄炎　ヒブ）	1期初回	3回	20日以上の間隔をおく
	1期追加	1回	1期初回終了後6月以上の間隔をおく
4種混合 （百日せき　ジフテリア 破傷風　急性灰白髄炎）	1期初回	3回	20日以上の間隔をおく
	1期追加	1回	1期初回終了後6月以上の間隔をおく
3種混合 （百日せき　ジフテリア 破傷風）	1期初回	3回	20日以上の間隔をおく
	1期追加	1回	1期初回終了後6月以上の間隔をおく
2種混合 （ジフテリア、破傷風）	1回	1回	－
不活化ポリオ （急性灰白髄炎）	1期初回	3回	20日以上の間隔をおく
	1期追加	1回	1期初回終了後6月以上の間隔をおく
麻しん、風しん	1期	1回	－
	2期	1回	－
日本脳炎	1期初回	2回	6日以上の間隔をおく
	1期追加	1回	1期初回終了後6月以上の間隔をおく
	2期	1回	－
BCG（結核）	1回	1回	－
Hib感染症	初回	3回	生後12月に至るまでの間に27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上の間隔をおく
	追加	1回	初回終了後7月以上の間隔をおいて1回 ＊ただし、初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は、初回接種の最後の注射終了後27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおく
小児の肺炎球菌感染症	初回	3回	生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔をおく ＊ただし、生後12月を超えて第2回目の注射を行った場合は、第3回目の接種は行わない
	追加	1回	初回終了後60日以上の間隔をおいた後であって生

			後12月に至った日以降において1回行う
子宮頸がん予防 （ヒトパピローマウイルス感染症）		3回※1	組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（サーバリックス®）を接種する場合 2回目：1回目の接種から1月以上の間隔をおく 3回目：1回目の接種から5月以上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔をおく
			組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（ガーダシル®）を接種する場合 2回目：1回目の接種から1月以上の間隔をおく 3回目：2回目の接種から3月以上の間隔をおく
			組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（シルガード®）を接種する場合 2回目：1回目の接種から1月以上の間隔をおく 3回目：2回目の接種から3月以上の間隔をおく
水痘		2回	3月以上の間隔をおく
B型肝炎		3回	2回目：1回目の接種から27日以上の間隔をおく 3回目：1回目の接種から139日以上の間隔をおく
ロタウイルス感染症	1価	2回	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス®）を接種する場合27日以上の間隔をおく ＊生後24週までには接種を完了する
	5価	3回	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック®）を接種する場合27日以上の間隔をおく ＊生後32週までには接種を完了する
高齢者インフルエンザ		1回 （毎年度）	－
高齢者新型コロナウイルス感染症		1回 （毎年度）	－
高齢者の肺炎球菌感染症		1回	－
帯状疱疹 乾燥弱毒生水痘ワクチン		1回	－
帯状疱疹 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン		2回	1回目の接種から2月以上の間隔をおく※2
風しん	5期	1回	－

※1　接種回数を決定するに当たっては、次のとおり。

（1）「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」（平成22年11月26日厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）に基づき過去に一部接種した回数や、任意接種として過去に一部接種した回数については、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなす。

（2）海外等で受けた予防接種については、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなす。

（3）過去に1回又は2回のワクチン接種歴があり、長期にわたり接種を中断していた者については、接種間隔にかかわらず、接種を初回からやり直すことなく、残りの回数の接種（2、3回目又は3回目）を行う

（4）第1回目の接種時に12歳となる年度の属する初日から15歳に至るまでの間にある者に対して組換え沈降

9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（シルガード®）の注射を行う場合には、以下の方法によることを可能とすることとする。

・組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（シルガード®）を5月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は毎回0．5ミリリットルとする方法。

※2　疾病又は治療により免疫不全である者、免疫機能が低下した者又は免疫機能が低下する可能性がある者等で、医師が早期の接種が必要と判断した者に対し、1月以上の間隔をおいて接種しても差し支えない。

（市民への周知）

第3条　政令第5条の規定による公告を行うとともに、対象者に個別に通知を行うほか、広報ふくい等により広く市民に周知する。

（実施場所）

第4条　定期予防接種を実施する場所は、福井市が指定する医療機関及び福井県広域的予防接種医療機関（以下「指定医療機関」という。）とする。

2　定期接種の対象者について、接種を希望する者が寝たきり等の理由から、指定医療機関等において接種を受けることが困難な場合においては、予防接種を実施する際の事故防止対策、副反応対策等を十分に準備した上で、接種を希望する者が生活の根拠を有する自宅や入院または入所している施設等で行うこととする。

（実施方法）

第5条　　定期予防接種は、予防接種法、政令、施行規則、実施規則、定期接種実施要領、関係通知等に基づいて実施することとし、併せて「予防接種ガイドライン」、「B類疾病予防接種ガイドライン」の他、以下の事項を遵守することとする。

1　保護者の同伴がない者への予防接種の実施は、原則行わないこととする。ただし、委任状の記載があれば、祖父母等の同伴でも実施できるものとする。

2　以下のものについて、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする（いずれも13歳以上16歳未満の者に接種する場合に限る）満16歳以上の者は予防接種を受けるかどうかについて自ら判断できることから保護者の同意は必要無い。保護者の意向を確認し接種を実施することはできるが、必ず本人の同意を得る。ただし、仮に予診票の自署欄に保護者の自署が記載されていた場合であっても、本人が接種を受けることを同意していることについて明示的に確認できる場合には、自署欄の修正は不要。

(1)政令第1条の3第2項の規定による対象者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に登録されている者で、接種対象年齢であった間に長期にわたり療養を必要とする疾病にかかるなど特別の事情があったことにより、やむを得ず定期の予防接種が受けられなかった者）に対して行う予防接種。

(2)政令附則第2項による日本脳炎の定期接種　（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者（以下「特例対象者」という。）であって日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていないもの（接種を全く受けていない者を除く。）に係る残りの日本脳炎）。

(3)ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（キャッチアップ接種期間終了後の経過措置を含む。）

3　予診の結果、予防接種不適当者及び要注意者に該当すると判断された者については、予防接種延期報告書（様式第1号）により福井市に報告するものとする。

4　福井市が実施する定期の予防接種について、やむを得ない事由により指定医療機関等以外において当該

予防接種を受けた場合、別途「福井市予防接種費用の償還払いに関する要領」にて必要な事項を定め、市が予防接種費用の一部又は全部を償還払いすることとする。

5 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかるなど特別の事情があったことにより、やむを得ず定期の予防接種が受けられなかった者については、別途「福井市長期療養後における疾病等の定期予防接種実施要領」にて必要な事項を定め、予防接種の機会を確保する。

（副反応等の報告）

第6条 予防接種終了後の副反応報告については、指定医療機関等が「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日健発0330第3号薬食発0330 第1号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）（令和3年4月1日付け一部改正）を参照の上、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告すること。

2 指定医療機関等は、予防接種の実施において間違いがあった場合、速やかに予防接種による間違い報告書（様式第2号）を福井市に提出するものとする。

3 指定医療機関等は、コッホ現象を診断した場合は、コッホ現象事例報告書（定期接種実施要領の様式）を用い直ちに福井市に報告すること。

4 福井市は、第2項及び第3項の報告を受けた場合、必要に応じて、被接種者及び指定医療機関等に対し実施状況等の調査を行うものとする。

（費用負担）

第7条 福井市は、対象者が受ける定期予防接種について、次の各号に掲げる金額を負担する。ただし、該当各号の接種費用は、市が定期予防接種業務を委託した指定医療機関等と締結した契約額とする。

（1）高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症、帯状疱疹を除く定期予防接種・・・・・接種費用の額

（2）高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症、帯状疱疹・・・・接種費用から自己負担額を除いた額

自己負担額 ①高齢者インフルエンザ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2，000円
（生活保護受給者及び中国残留邦人は無料）

② 高齢者新型コロナウイルス感染症 ・・・・・・・・・・・3，000円
（生活保護受給者及び中国残留邦人は無料）

③ 高齢者の肺炎球菌感染症・・・・・・・・・・・・・・・・・3，800円
（生活保護受給者及び中国残留邦人は無料）

④ 帯状疱疹（乾燥弱毒生水痘ワクチン）・・・・・・・・・4，000円
（生活保護受給者及び中国残留邦人は無料）

⑤ 帯状疱疹（乾燥組換え帯状疱疹ワクチン）・・・・・10，000円
（生活保護受給者及び中国残留邦人は無料）

なお、自己負担額については、実施医療機関が徴収する。

（予診票等の交付）

第8条 福井市は、転入又は紛失等の理由により、対象者から交付申請があれば、予診票又は予防接種券を随時交付する。

（接種の実施による健康被害救済制度）

第9条　福井市は、予防接種の実施により健康被害を受けたと思われる者から、救済措置の請求があった場合には、「福井市予防接種健康被害調査委員会設置条例」に基づいて「福井市予防接種健康被害調査委員会」を開催し、当該健康被害に伴う認定等に必要な手続きを行う。

附　則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附　則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

附　則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。